

各 位

令和 7 年 4 月 1 6 日
公益社団法人中央畜産会

家畜疾病経営維持資金融通事業における貸付利率の変更について

最近における金融情勢の変化に鑑み、畜産特別支援資金融通事業実施要綱(平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農畜機第 4699 号。以下「要綱」という。)別添 2 の第 3 の 2 の(1)の力の(エ)の規定に基づき、貸付利率を下記のとおり変更いたします。

記

- 1 要綱別添 2 の別表 1 の経営継続資金及び経営再開資金の貸付利率は 1.575%以内とする。
- 2 要綱別添 2 の別表 2 の経営維持資金の貸付利率は、年 1.90%以内とする。
- 3 変更後の貸付利率は、令和 7 年 4 月 1 8 日(金)から適用する。

(参 考)

令和7年4月18日以降の家畜疾病経営維持資金の貸付利率等の設定について

1. 設定の考え方

(畜産特別支援資金融通事業実施要綱別添2の第3の2の(1)の(エ)及び(オ))

基 準 金 利： 「農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン」(平成 17 年 4 月 1 日付け 16 経営第 8870 号農林水産省経営局長通知)第 3 の 2 の (1)の基準金利(以下「基準金利」という。)に基づく。

貸 付 利 率： 経営継続資金及 基準金利×1／2
び経営再開資金

経営維持資金 基準金利－1. 25%
ただし、基準金利が2. 5%を下回る場合は、経営維持資金の貸付利率を経営継続資金及び経営再開資金と同率とする。

利 子 補 給 率： 経営継続資金及 基準金利×1／2 (=貸付利率と同率)
び経営再開資金

経営維持資金 1. 01%以内
ただし、基準金利が2. 5%を下回る場合の経営維持資金の利子補給率については、貸付利率に125分の101を乗じた額以内とする。

2. 貸付利率等の水準

基 準 金 利		改 定 前	改 定 後
		年2. 95%	年3. 15%
経営継続資金及び 経営再開資金（ク イック融資メニュ ーを含む。）	貸 付 利 率	年1. 475%以内	年1. 575%以内
	利子補給率	年1. 475%以内	年1. 575%以内
経営維持資金	貸 付 利 率	年1. 70%以内	年1. 90%以内
	利子補給率	年1. 01%以内	年1. 01%以内

3. 変更後の貸付利率適用日： 令和7年4月18日（金）